

	分類	質問	回答
1	研修分野	<p>改正後、従来のサービス管理責任者研修の各分野（介護、地域生活（身体）、地域生活（知的・精神）及び就労）及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムが統一されたが、サービス管理責任者が児童発達支援管理責任者にもなれるということか。</p>	<p>サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者への任用の要件としては、①実務経験者であることと、②研修修了者であることが、求められている。</p> <p>改正後のサービス管理責任者研修事業実施要綱において、サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者の研修カリキュラムは共通の内容としているため、当該研修を修了すれば、要件②に関しては、サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者の双方について満たされる。一方、要件①に関しては、サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者で異なるので、それぞれの要件を満たすことが必要になる。<u>したがって、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の双方の要件①を満たす者が、要件②を満たした場合は、サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者のいずれにも任用が可能となる。</u></p>
2	申込要件	<p>他県からの申込は可能か。</p>	<p>受講対象者は岡山県内の事業所の従事者であり、他県の事業所の従業者からの申込は認めていない。</p>
3	申込書	<p>修了証書を紛失してしまったため、写しが添付できない。どうしたらよいか。</p>	<p>速やかに修了証書の再交付手続きを行い、必ず写しを添付して申し込むこと。再交付申請の方法については岡山県障害福祉課HP「各種養成研修について (https://www.pref.okayama.jp/page/515098.html)」に掲載している。</p>